

## ○ 高知県部設置条例（昭和31年高知県条例第41号）（抄）

最終改正 平成29年高知県条例第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、高知県に総務部、危機管理部、健康政策部、地域福祉部、文化生活スポーツ部、産業振興推進部、中山間振興・交通部、商工労働部、観光振興部、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部及び土木部を置き、次の事務を分掌させる。

### （1） 総務部

- ア 県行政の総合的な企画及び調整に関する事項
- イ 議会及び県の行政一般に関する事項
- ウ 広報広聴に関する事項
- エ 職員に関する事項
- オ 県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
- カ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- キ 情報化の推進に関する事項
- ク 統計その他他部の主管に属しない事項

### （2） 危機管理部

- ア 県の危機管理の総合的な調整に関する事項
- イ 消防及び防災に関する事項
- ウ 産業の保安に関する事項

### （3） 健康政策部

健康及び保健衛生に関する事項

### （4） 地域福祉部

- ア 社会福祉に関する事項
- イ 社会保障に関する事項

### （5） 文化生活スポーツ部

- ア 文化振興に関する事項
- イ 国際交流に関する事項
- ウ 男女共同参画に関する事項
- エ 私立学校及び大学に関する事項
- オ 消費生活、交通安全その他の県民生活に関する事項
- カ スポーツ振興に関する事項

### （6） 産業振興推進部

- ア 産業振興の総合的な企画及び調整に関する事項

- イ 地域振興に関する事項
- (7) 中山間振興・交通部
  - ア 中山間対策の総合的な企画及び調整に関する事項
  - イ 公共交通その他運輸に関する事項
- (8) 商工労働部
  - ア 商業に関する事項
  - イ 工鉱業に関する事項
  - ウ 計量に関する事項
  - エ 労働に関する事項
- (9) 観光振興部
  - 観光に関する事項
- (10) 農業振興部
  - ア 農業に関する事項
  - イ 主要食糧の需給調整に関する事項
- (11) 林業振興・環境部
  - ア 林業及び森林に関する事項
  - イ 自然環境の保全に関する事項
  - ウ 循環型社会の推進に関する事項
- (12) 水産振興部
  - 水産業に関する事項
- (13) 土木部
  - ア 道路及び河川に関する事項
  - イ 都市計画に関する事項
  - ウ 住宅及び建築に関する事項
  - エ 港湾その他土木に関する事項